

国立大学法人琉球大学におけるネーミングライツに関する基本方針

平成30年11月14日制定

1. 趣旨

この基本方針は、ネーミングライツの適正な導入を図るため、対象施設、募集方法、応募者等の選定等の基本的な考え方について定めるものである。

2. 目的

ネーミングライツ事業は、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の施設及びスペース等（以下「施設等」という。）の公募による愛称の設定を通じて、本法人及び地域の活性化に資するほか民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、本法人運営基盤強化のため新たな歳入を確保し健全で安定した財政基盤を確立することを目的とする。

なお、ネーミングライツの導入は、本法人の運営に支障を及ぼさず、当該施設等の用途又は目的を妨げない範囲において行うものとする。

3. 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① ネーミングライツ 本法人の施設等に対して企業名、商標名等を冠した愛称を付与する権利をいう。
- ② ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した企業等をいう。

4. 対象施設等

施設等の目的や規模、利用者数等を勘案し、次のとおりとする。

- ① 大学構成員（教職員、学生等）及び不特定多数の地域住民等が利用し、ネーミングライツパートナーの宣伝効果が見込まれる財産
- ② 施設等の目的から、施設等利用者の増加や有効活用が期待される財産

5. 愛称の条件

愛称は当該対象施設等にふさわしいものとし、親しみやすさや呼びやすさなど本法人の理解が得られる愛称とし、本法人事務処理等の正式な施設名称は変更しない。

6. 募集方法

- ① 原則として公募により行う。
- ② 募集に係わる必要な事項については、別途作成する「募集要項」による。

- ③ 大学ホームページや広報紙等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供等の多様な媒体を活用して幅広く周知する。
- ④ 募集期間は案件毎に、1ヶ月間以上設ける。

7. 応募者の選定

別に定める「国立大学法人琉球大学ネーミングライツパートナーの選定方法」により、選定委員会で選定する。

結果はすべての応募者に通知し公式ホームページ等にて公表する。

8. ネーミングライツ料について

事業者が提示した金額を類似する施設、施設等の利用状況及び企業の地域特性等を勘案し、施設等ごとに募集の都度、事業者から提案されたネーミングライツ料が妥当か選定委員会にて決定する。

9. 協定締結の条件

(1) 協定期間

- ① 原則3年以上とする。

(2) 別称等の付与の範囲

- ① 施設等に、別称等付与する。ただし、本法人規則等（文部科学省報告名称等）で定める施設等の名称の改正は行わない。
- ② 施設等利用者の混乱を避けるため、協定期間内の別称等の変更は原則できないものとする。

(3) 別称等付与に伴う看板整備等の費用負担

- ① 敷地内外の看板や道路標識などに係る費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーが負担する。なお表示の変更が生じた場合においても同様とする。
- ② 協定締結後作成する大学広報誌等への別称等の表示及びホームページ掲載等については本法人の負担で行う。

(4) 協定の締結

ネーミングライツパートナーの選定結果上位のものから順に協議のうえ、協定を締結する。なお、協定更新時には現協定締結者に最優先交渉権を付与する。

10. 本法人の解除権

- (1) 本法人は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとする。

- ① ネーミングライツ料の未払いがあったとき。
 - ② 募集要項に定める応募資格を満たさなくなったとき。
 - ③ その他ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるとき。
- (2) (1)の場合、原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。
- (3) 本法人は、(1)によるほか、必要があるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができる。
- (4) 本法人は、(3)によりネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除したことによってネーミングライツパートナーに損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- この場合における賠償額は、本法人とネーミングライツパートナーとが協議して定める。
- (5) 本法人の解除権の行使は、選定委員会の議を経て学長が決定する。

1 1. ネーミングライツパートナーの解除権

- (1) ネーミングライツパートナーは、本法人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。
- (2) 10(4)は、(1)によりこの契約が解除された場合に準用する。

1 2. 本法人の責務

設定された愛称は、学内外における呼称として、本法人のホームページや広報誌等で幅広く使用するなど普及に努める。ただし、愛称であることを踏まえ、本法人規則等においては、対象施設等の愛称について規定しない。

1 3. ネーミングライツパートナーの責務

- (1) ネーミングライツパートナーは、設定した愛称に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から愛称に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 協定期間終了後に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

1 4. 実施

この基本方針は、平成30年11月14日から実施する。